

5. (1) 地域包括支援センターの設置状況

包括数は県長寿社会課調べ
(令和5年4月1日現在)

学校数は県義務教育課調べ
(令和5年4月1日現在)

市町村名	設置主体						ブランチ及びサブセンターの設置数		包括支援センター数	市町立中学校数	包括1箇所当り中学校数
	ア 直営	イ 委託	ウ 社会福祉法人 (社協除く)	エ 社会福祉協議会	オ 医療法人	カ 社団法人	ア ブランチ設置数	イ サブセンター設置数			
合計	16	36	16	1	12	7	27	12	52	165	3.2
1 長崎市		20	10		8	2			20	37	1.9
2 佐世保市		9	5	1	3		2		9	26	2.9
3 諫早市	1	4	1		1	2			5	14	2.8
4 大村市	1								1	6	6.0
5 平戸市	1						6		1	8	8.0
6 松浦市	1						2		1	7	7.0
7 対馬市	1						3	2	1	11	11.0
8 壱岐市	1						4		1	4	4.0
9 五島市	1						10	5	1	11	11.0
10 西海市	1							3	1	6	6.0
11 長与町	1								1	3	3.0
12 時津町	1								1	2	2.0
13 東彼杵町	1								1	1	1.0
14 川棚町	1								1	1	1.0
15 波佐見町	1								1	1	1.0
16 小値賀町	1								1	1	1.0
17 佐々町	1								1	1	1.0
18 新上五島町	1								1	5	5.0
19 島原広域		3				3		2	3	20	6.7

※ブランチとは

住民の利便性を考慮し、地域の住民から相談を受け付け、集約し、包括支援センターにつなぐための「窓口」機能を果たす機関のこと

※サブセンターとは

センターの支所の役割を果たす機関のこと